

会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事等入札及び契約に係る情報公表要領

(平成19年 7 月12日決裁)

(平成20年 1 月29日決裁)

(平成23年 4 月 1 日決裁)

(平成25年 3 月29日決裁)

(平成28年 6 月15日決裁)

(令和 7 年 9 月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、会津若松地方広域市町村圏整備組合が発注する工事等の入札及び契約等に係る情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 公表の対象となる工事等は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が200万円を超える工事
- (2) 予定価格が100万円を超える測量及び設計業務
- (3) 予定価格が100万円を超える印刷業務
- (4) 予定価格が1,000万円を超える施設の維持管理、保守点検、調査及び建設コンサルタント業務

2 前項の規定にかかわらず、工事等の性質上別表に掲げる事項を秘密にする必要があるものは、公表しないことができる。

(公表事項及び公表時期)

第3条 公表については契約締結後に行うものとし、公表事項については、別表に掲げるとおりとする。

(公表の方法及び公表場所)

第4条 公表は、工事等の契約を所掌する課（以下「契約担当課」という。）において別表に定める書面を閲覧に供する方法により実施する。この場合において、入札に付した工事等については、インターネットによる公表を併せて行うものとする。

(公表期間)

第5条 公表期間は、公表した日の翌日から当該公表した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(公表対象工事等以外の入札結果公表)

第6条 第2条第1項各号に掲げる予定価格以下の工事等について入札（見積）結果の公表の請求があったときは、契約担当課において入札（見積）結果表を閲覧に供する方法により公表するものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、工事等の入札及び契約等に係る情報の公表に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年 7 月12日から施行する。
(会津若松地方広域市町村圏整備組合入札結果等公表事務処理要領の廃止)
- 2 会津若松地方広域市町村圏整備組合入札結果等公表事務処理要領（平成17年 3 月30日決裁）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成20年 1 月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4 月 1 日から施行し、同日以後に契約を締結した工事等から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、決裁のあった日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事等入札及び契約に係る情報公表要領の規定は、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う工事等から適用し、施行日前に入札公告又は指名通知を行った工事等については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年10月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事等入札及び契約に係る情報公表要領の規定は、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う工事等から適用し、施行日前に入札公告又は指名通知を行った工事等については、なお従前の例による。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

公表事項	公表対象工事等	閲覧に供する書面
① 制限付一般競争入札参加申請業者名	制限付一般競争入札に付する工事等	- 入札結果表（工事）（第1号様式） - 入札結果表（委託業務）（第2号様式）
② 指名業者名	指名競争入札に付する工事等	- 入札結果表（工事） - 入札結果表（委託業務）
③ 指名理由	予定価格が400万円を超える指名競争入札に付する工事	指名業者選定理由書（第3号様式）
④ 入札者名、入札金額、落札者名、落札金額	競争入札に付する工事等	- 入札結果表（工事） - 入札結果表（委託業務）
⑤ 低入札価格調査等により次順位者を落札者とした場合における理由	予定価格が400万円を超える競争入札に付する工事	低入札価格調査等により次順位者を落札者とした理由（第4号様式）
⑥ 契約の内容（契約相手方、工事等の概要、契約期間、契約金額）	すべての対象工事等	- 入札結果表（工事） - 入札結果表（委託業務） - 見積結果表
⑦ 随意契約の相手方の選定理由	予定価格が400万円を超える随意契約に付する工事	随意契約における相手方を選定した理由（第5号様式）
⑧ 契約金額の変更を伴う契約変更した場合の変更内容及びその変更理由	予定価格が400万円を超える工事	契約変更調書（第6号様式）